

令和3年2月10日法制審議会決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言中等の法制審議会への出席について、下記のとおりの取扱いとすることを申し合わせる。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間中（当該期間中に、同法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、その日まで）は、令和2年10月29日法制審議会決定（情報通信機器を利用した法制審議会への出席について）にかかわらず、委員（議長及び臨時委員を含む。）及び幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者（以下「委員等」という。）は、いつでも、情報通信機器を利用する方法によって会議に出席することができるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間中（当該期間中に、同措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨の同法に基づく公示がされたときは、その日まで）における委員等の会議への出席についても、1と同様とする。
- 3 この申合せによる運用は、令和3年2月10日から開始する。